

改正前	改正後	改正の理由・備考																																																								
<p>立教大学原子力研究所計量管理規定</p> <p>実施 昭和 53 年 1 月 1 日 改正 昭和 54 年 7 月 27 日 1987 年 6 月 1 日 1988 年 10 月 1 日</p>	<p>立教大学原子力研究所計量管理規定</p> <p>実施 昭和 53 年 1 月 1 日 改正 昭和 54 年 7 月 27 日 1987 年 6 月 1 日 1988 年 10 月 1 日 <u>2020 年 月 日</u></p>	<p>記載の適正化 字句修正</p> <p>目 次</p> <p><u>第 1 編 総 則</u></p> <p><u>第 2 編 原子炉施設における核燃料物質に関する計量管理</u></p> <table> <tr><td>第 1 章</td><td>組織及び職務</td></tr> <tr><td>第 2 章</td><td>核燃料物質計量管理区域</td></tr> <tr><td>第 3 章</td><td>主要測定点</td></tr> <tr><td>第 4 章</td><td>計量管理の原則</td></tr> <tr><td>第 5 章</td><td>計量管理手続</td></tr> <tr><td>第 6 章</td><td>実在庫量の確認</td></tr> <tr><td>第 7 章</td><td>測定の方法及び測定機器の管理</td></tr> <tr><td>第 8 章</td><td>供給当事国別管理の方法</td></tr> <tr><td>第 9 章</td><td>記 錄</td></tr> <tr><td>第 10 章</td><td>報 告</td></tr> <tr><td>第 11 章</td><td>国際約束の遵守等に係る事項</td></tr> </table> <p><u>第 3 編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</u></p> <table> <tr><td>第 1 章</td><td>組織及び職務</td></tr> <tr><td>第 2 章</td><td>核燃料物質計量管理区域</td></tr> <tr><td>第 3 章</td><td>主要測定点</td></tr> <tr><td>第 4 章</td><td>計量管理の原則</td></tr> <tr><td>第 5 章</td><td>計量管理手續</td></tr> <tr><td>第 6 章</td><td>実在庫量の確認</td></tr> <tr><td>第 7 章</td><td>測定の方法及び測定機器の管理</td></tr> <tr><td>第 8 章</td><td>記 錄</td></tr> <tr><td>第 9 章</td><td>報 告</td></tr> <tr><td>第 10 章</td><td>国際約束の遵守等に係る事項</td></tr> </table> <p><u>第 4 編 設備等に関する事項</u></p> <table> <tr><td>第 1 章</td><td>適用範囲</td></tr> <tr><td>第 2 章</td><td>組織及び職務</td></tr> <tr><td>第 3 章</td><td>国際規制物資計量管理区域</td></tr> <tr><td>第 4 章</td><td>計量管理の原則</td></tr> <tr><td>第 5 章</td><td>計量管理手續</td></tr> <tr><td>第 6 章</td><td>記 錄</td></tr> <tr><td>第 7 章</td><td>報 告</td></tr> </table> <p><u>附 則</u></p>	第 1 章	組織及び職務	第 2 章	核燃料物質計量管理区域	第 3 章	主要測定点	第 4 章	計量管理の原則	第 5 章	計量管理手続	第 6 章	実在庫量の確認	第 7 章	測定の方法及び測定機器の管理	第 8 章	供給当事国別管理の方法	第 9 章	記 錄	第 10 章	報 告	第 11 章	国際約束の遵守等に係る事項	第 1 章	組織及び職務	第 2 章	核燃料物質計量管理区域	第 3 章	主要測定点	第 4 章	計量管理の原則	第 5 章	計量管理手續	第 6 章	実在庫量の確認	第 7 章	測定の方法及び測定機器の管理	第 8 章	記 錄	第 9 章	報 告	第 10 章	国際約束の遵守等に係る事項	第 1 章	適用範囲	第 2 章	組織及び職務	第 3 章	国際規制物資計量管理区域	第 4 章	計量管理の原則	第 5 章	計量管理手續	第 6 章	記 錄	第 7 章	報 告
第 1 章	組織及び職務																																																									
第 2 章	核燃料物質計量管理区域																																																									
第 3 章	主要測定点																																																									
第 4 章	計量管理の原則																																																									
第 5 章	計量管理手続																																																									
第 6 章	実在庫量の確認																																																									
第 7 章	測定の方法及び測定機器の管理																																																									
第 8 章	供給当事国別管理の方法																																																									
第 9 章	記 錄																																																									
第 10 章	報 告																																																									
第 11 章	国際約束の遵守等に係る事項																																																									
第 1 章	組織及び職務																																																									
第 2 章	核燃料物質計量管理区域																																																									
第 3 章	主要測定点																																																									
第 4 章	計量管理の原則																																																									
第 5 章	計量管理手續																																																									
第 6 章	実在庫量の確認																																																									
第 7 章	測定の方法及び測定機器の管理																																																									
第 8 章	記 錄																																																									
第 9 章	報 告																																																									
第 10 章	国際約束の遵守等に係る事項																																																									
第 1 章	適用範囲																																																									
第 2 章	組織及び職務																																																									
第 3 章	国際規制物資計量管理区域																																																									
第 4 章	計量管理の原則																																																									
第 5 章	計量管理手續																																																									
第 6 章	記 錄																																																									
第 7 章	報 告																																																									

<p>第1編 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「<u>法律</u>」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて、立教大学原子力研究所（以下「研究所」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理を確保することを目的とする。又国際約束に基づく保障措置その他供給当事国別管理の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、国際規制物資のうちの核燃料物質の計量管理について、<u>法律</u>第61条の3第1項に規定する原子炉の設置又は運転の用に供する場合に第1編及び第2編を、<u>法律</u>第52条第1項の許可を受けた使用のために使用する場合に第1編及び第3編を、それぞれ適用するものとする。また、核燃料物質以外の国際規制物資の計量管理について、第1編及び第4編を適用するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 本規定において用いる用語の定義については、別表<u>1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(規定の遵守等)</p> <p>第4条 次編以降に定める計量管理に関する業務に携る者は、この規定を遵守するものとする。</p>	<p>第1編 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「<u>法</u>」という。）第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「<u>規則</u>」という。）第4条の2の2の規定に基づき、立教大学原子力研究所（以下「研究所」という。）における国際規制物資の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保することを目的とし、併せて国際約束に基づく保障措置及び供給当事国別管理の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、国際規制物資のうちの核燃料物質の計量管理について、<u>法</u>第61条の3第1項に規定する原子炉の設置又は運転の用に供する場合に第1編及び第2編を、<u>法</u>第52条第1項の許可を受けた使用のために使用する場合に第1編及び第3編を、それぞれ適用するものとする。また、核燃料物質以外の国際規制物資の計量管理について、第1編及び第4編を適用するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 本規定において用いる用語の定義は、別表<u>第1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる所員及び適切な計量管理を実施する上で計量管理責任者が必要と認める者は、この規定を遵守するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 関係法令の追加 字句修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	--

(<u>払い出しの手続</u>)		字句修正
第 20 条		記載の適正化
計量管理責任者は、核燃料物質を <u>MBA</u> から払い出す場合には、 <u>MBA</u> からの核燃料物質の搬出が完了した時点をもつて払い出しが行われたものとし、払い出しに先だち当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類および数量の認確並びに同定を行うものとする。	第 15 条 核燃料物質を <u>MBA</u> から払い出す場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。	記載の適正化 字句修正
2 計量管理責任者は、前項の確認の後に、必要により第 7 章に定める測定を実施した上で核燃料物質移動通知書を作成し、 <u>当該核燃料物質を払い出し、核燃料物質移動通知書を払い出し先に通知するものとする。</u>	2 計量管理責任者は、核燃料物質を <u>払い出す</u> 場合は、 <u>当該</u> 核燃料物質の <u>払い出先</u> 、 <u>種類</u> 、 <u>数量</u> 、 <u>バッチ符号</u> 、 <u>供給当事国区分</u> 及び <u>燃焼度</u> 等について記載した「 <u>核燃料物質移動通知書</u> 」を作成し、 <u>払い出先に通知するとともに</u> 、 <u>計量管理に係る必要な記録を第 9 章に定めるところにより作成し、第 10 章に定める報告を行うものとする。</u>	記載の適正化 字句修正
3 <u>前項の場合で</u> 、海外への核燃料物質の払い出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもつて、核燃料物質移動通知書に <u>かえる</u> ことができるものとする。	3 海外への核燃料物質の払い出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に <u>代える</u> ことができるものとする。	記載の適正化 字句修正
4 計量管理責任者は、核燃料物質を払い出した場合には、 <u>第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</u>	(削除)	記載の適正化
5 <u>核燃料物質移動通知書には、次に定める事項を含むものとする。</u>	(削除)	記載の適正化
(1) <u>払い出し先の事業者名、所在地</u>		
(2) <u>受取り責任者名</u>		
(3) <u>核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分および燃焼度</u>		
(事故損失又は <u>事故</u> 增加の手続)		記載の適正化
第 21 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なく所長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。	第 16 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の <u>事故損失又は</u> 増加が生じた場合 <u>若しくは</u> 生じたと見なされる場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告を行うものとする。	記載の適正化 字句修正 報告先の適正化
2 計量管理責任者は、事故損失又は <u>事故</u> 増加が発生した場合には、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	2 計量管理責任者は、 <u>核燃料物質の事故損失又は増加</u> <u>(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なもの</u> を除く。) <u>が生じた</u> 場合には、 <u>遅滞なく</u> その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、 <u>計量管理に係る必要な記録を</u> 第 9 章に定めるところにより <u>作成し、第 10 章に定める報告</u> を行うものとする。	記載の適正化 記載の適正化
(保管又は貯蔵の手続)		
第 22 条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合には、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合同定を行うものとする。	第 17 条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵する場合は、当該核燃料物質の員数勘定及び必要な場合同定を行うものとする。	記載の適正化 字句修正
2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合には、第 9 章に定めるところにより必要な記録を行いうるものとする。	2 計量管理責任者は、核燃料物質を保管又は貯蔵した場合は、第 9 章に定めるところにより必要な記録を作成するものとする。	字句修正 記載の適正化
(試料の収去及び保管の手続)		
第 23 条 計量管理責任者は、 <u>法律</u> 第 68 条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき <u>科学技術庁長官</u> の指定するその職員もしくは国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「 <u>査察官等</u> 」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。	第 18 条 計量管理責任者は、 <u>法</u> 第 68 条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき <u>原子力規制委員会</u> の指定するその職員 <u>若しくは</u> 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「 <u>査察官等</u> 」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。	記載の適正化 指定する機関の適正化 字句修正
2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場合には、必要に応じてこれを保管するものとする。	2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場合には、必要に応じてこれを保管するものとする。	
3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行いうるものとする。	3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を作成するものとする。	記載の適正化

(機器の校正頻度及び内容)	(機器の校正頻度及び内容)	記載の適正化 字句修正
第29条 計量管理責任者は、 <u>第28条に定める測定に関する機器等</u> の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正 <u>が定期的に行われていることを確認</u> するものとする。	第24条 計量管理責任者は、 <u>測定機器</u> の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正 <u>を定期的に実施し、必要な記録を作成</u> するものとする。	記載の適正化 字句修正
2 校正の時期又は頻度及び内容等は、別表 <u>5</u> に定めるとおりとする。	2 校正の時期又は頻度及び内容等は、別表 <u>第5</u> に定めるとおりとする。	記載の適正化
第8章 供給当事国別<u>の</u>管理の方法 (供給当事国別管理方法)	第8章 供給当事国別管理の方法 (供給当事国別管理方法)	記載の適正化
第30条 計量管理責任者は、第5章及び第6章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、 <u>本章</u> 次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。	第25条 計量管理責任者は、第5章及び第6章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。	記載の適正化 記載の適正化
2 計量管理責任者は、前項の場合には、第9章に定めるところにより、供給当事国別管理に関する必要な記録 <u>を行う</u> ものとする。	2 計量管理責任者は、前項の場合には、第9章に定めるところにより、供給当事国別管理に関する必要な記録 <u>を作成する</u> ものとする。	記載の適正化
(受入れにおける管理手続)	(受入れにおける管理手續)	記載の適正化 字句修正
第31条 受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、 <u>払出し者</u> が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づくものとする。	第26条 受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、 <u>払出者</u> が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づくものとする。	記載の適正化 字句修正
2 海外からの受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、前項によらず、海外施設等からの核燃料物質の移転に係る書類等に基づくものとする。	2 海外からの受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、前項によらず、海外施設等からの核燃料物質の移転に係る書類等に基づくものとする。	
(核的生成及び核的損耗等における管理手続)	(核的生成及び核的損耗等における管理手續)	記載の適正化
第32条 原子炉での核的生成における核燃料物質の供給当事国は、原子炉からの取出しにより、核的生成量が確定された時点をもって、次に定めるところにより供給当事国を付与するものとする。	第27条 原子炉での核的生成における核燃料物質の供給当事国は、原子炉からの取出しにより、核的生成量が確定された時点をもって、次に定めるところにより供給当事国を付与するものとする。	記載の適正化
(1) 核的生成した核燃料物質は、生産に係る供給当事国のうちの核燃料物質の区分に原子炉装荷時の供給当事国と同一の供給当事国を付与するものとする。	(1) 核的生成した核燃料物質は、生産に係る供給当事国のうちの核燃料物質の区分に原子炉装荷時の供給当事国と同一の供給当事国を付与するものとする。	
(2) 前号の場合であつて、原子炉装荷時の供給当事国管理区分が複数であるバッチについては、原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとのウラン元素重量比率に応じ、核的生成した核燃料物質に供給当事国を付与するものとする。	(2) 前号の場合であつて、原子炉装荷時の供給当事国管理区分が複数であるバッチについては、原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとのウラン元素重量比率に応じ、核的生成した核燃料物質に供給当事国を付与するものとする。	
2 原子炉での核的損耗における、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質の供給当事国は、原子炉からの取出しにより、核的損耗量が確定された時点をもって、次に定めるところにより、それぞれの供給当事国を付与するものとする。	2 原子炉での核的損耗における、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質の供給当事国は、原子炉からの取出しにより、核的損耗量が確定された時点をもって、次に定めるところにより、それぞれの供給当事国を付与するものとする。	
(1) 核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質は、原子炉装荷時の供給当事国と同一の供給当事国を付与するものとする。	(1) 核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質は、原子炉装荷時の供給当事国と同一の供給当事国を付与するものとする。	
(2) 前号の場合であつて、原子炉装荷時の供給当事国別管理区分が複数であるバッチについては、ウラン元素は原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとのウラン元素重量比率に応じ、また特定核分裂性物質は原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとの特定核分裂性物質重量比率に応じ、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質に供給当事国を付与するものとする。	(2) 前号の場合であつて、原子炉装荷時の供給当事国別管理区分が複数であるバッチについては、ウラン元素は原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとのウラン元素重量比率に応じ、また特定核分裂性物質は原子炉装荷時の供給当事国別管理区分ごとの特定核分裂性物質重量比率に応じ、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質に供給当事国を付与するものとする。	
3 <u>払出し時</u> の核的損耗における、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質の供給当事国は、次に定め	3 <u>払出時</u> の核的損耗における、核的損耗した核燃料物質及び残存した核燃料物質の供給当事国は、次に定め	字句修正

(日米協定の新旧の区分管理手続)		
第38条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理するものとする。		記載の適正化
第9章 記録 (計量管理記録)	第9章 記録 (計量管理記録)	
第39条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第5章及び第6章に定める計量管理に関する記録（以下「計量管理記録」という。）を作成するものとする。	第34条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第5章及び第6章に定める計量管理に関する記録（以下「計量管理記録」という。）を作成するものとする。	記載の適正化
2 計量管理記録の記録事項及び記録時期は、別表7に定めるとおりとする。	2 計量管理記録の記録事項及び記録時期は、別表第7に定めるとおりとする。	記載の適正化
(ソースデータ)	(ソースデータ)	
第40条 計量管理責任者は、計量管理記録を作成するためのソースデータが作成されていることを確認するものとする。	第35条 計量管理責任者は、計量管理記録を作成するためのソースデータが作成されていることを確認するものとする。	記載の適正化
2 ソースデータの種類及び内容は、別表4に定めるとおりとする。	2 ソースデータの種類及び内容は、別表第4に定めるとおりとする。	記載の適正化
(運転記録)	(運転記録)	
第41条 計量管理責任者は、計量管理に関する運転記録が作成されていることを確認するものとする。	第36条 計量管理責任者は、計量管理に関する運転記録が作成されていることを確認するものとする。	記載の適正化
2 運転記録の記録事項及び記録時期又は頻度は、別表8に定めるとおりとする。	2 運転記録の記録事項及び記録時期又は頻度は、別表第8に定めるとおりとする。	記載の適正化
(訂正)	(訂正)	
第42条 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、訂正を行うものとする。	第37条 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、訂正を行うものとする。	記載の適正化
2 訂正を行う場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。	2 訂正を行う場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。	
(記録の保存)	(記録の保存)	
第43条 本章に定める記録の保存期間は、別表9に定めるとおりとする。	第38条 本章に定める記録の保存期間は、別表第7に定めるとおりとする。	記載の適正化
第10章 報告 (在庫変動及び在庫の報告等)	第10章 報告 (在庫変動及び在庫の報告等)	
第44条 計量管理責任者は、法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に科学技術庁長官に報告されていることを確認するものとする。	第39条 計量管理責任者は、法及び規則に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に原子力規制委員会に報告されていることを確認するものとする。	記載の適正化 報告先の適正化
2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表9に定めるとおりとする。	2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表第9に定めるとおりとする。	記載の適正化
	3 前項に定める報告に使用する各種コードは以下のとおりとする。 (1) 事業者コード・・・・・・RIKU (2) 工場又は事業所コード・・・・RIKU (3) 施設コード・・・・・・JEL- (4) サイトコード・・・・・・RIKU1	各種コードの明確化

(コンサイスノート)	(コンサイスノート)	記載の適正化 字句修正
第45条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じて <u>コンサイスノート</u> により <u>補足する</u> ものとする。	第40条 <u>計量管理責任者は</u> 、前条に定める報告等を行う場合は、必要に応じて <u>コンサイスノート</u> により <u>補足説明を行う</u> ものとする。	記載の適正化 字句修正
第11章 国際約束の遵守等に係る事項 (設計情報等の保管) 第46集 計量管理責任者は、 <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> から通知のあつた <u>研究所</u> の各施設に係る設計情報及び施設付属書を、研究所に備えておくものとする。 (設計情報の変更手続) 第47条 計量管理責任者は、前条に定める設計情報のうち、別表 <u>10</u> に定める変更が生じる場合には、予め <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> から要請のあつた場合には、必要な協力をうるものとする。	第11章 国際約束の遵守等に係る事項 (設計情報等の保管) 第41条 計量管理責任者は、 <u>原子力規制委員会</u> から通知のあつた <u>原子炉</u> の各施設に係る設計情報及び施設付属書を、研究所に備えておくものとする。 (設計情報の変更手続) 第42条 計量管理責任者は、前条に定める設計情報のうち、別表 <u>第10</u> に定める変更が生じる場合には、予め <u>原子力規制委員会</u> に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において予め <u>原子力規制委員会</u> から要請のあつた場合には、必要な協力をうるものとする。	記載の適正化 通知元の適正化
(供給当事国等の確認) 第48集 計量管理責任者は、核燃料物質を <u>受け入れる</u> 場合、当該核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類 <u>及び</u> 数量 <u>並びに</u> 供給当事国別管理に関する情報が予め連絡されていることを確認するものとする。 (査察用封印又は監視装置) 第49条 計量管理責任者は、査察官等が、 <u>法律</u> 第68条第6項又は第7項の規定に基づき <u>受け付けた</u> 封印又は監視装置を <u>取り外す</u> 必要が生じた場合には、予め、ただし緊急やむを得ない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> へ <u>連絡</u> するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時 (2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号 2 <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> から連絡の必要がないと予め通知のあつた封印については、前項によらず、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項に定める事項を記録するものとする。 (連絡) 第50条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し、支障が生じた場合又はその恐れがある場合には、その状況について速やかに、 <u>科学技術庁原子力安全局保障措置課</u> へ連絡するものとする。 (1) 第23条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第49条第1項に定める封印又は監視装置の管理 2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要と判断した場合	(供給当事国等の確認) 第43条 計量管理責任者は、核燃料物質を <u>受け入れる</u> 場合、当該核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類 <u>及び</u> 数量 <u>並びに</u> 供給当事国別管理に関する情報が予め連絡されていることを確認するものとする。 (査察用封印又は監視装置) 第44条 計量管理責任者は、査察官等が、 <u>法</u> 第68条第11項又は第13項の規定に基づき <u>受け付けた</u> 封印又は監視装置を <u>取り外す</u> 必要が生じた場合には、予め、ただし緊急やむを得ない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を <u>原子力規制委員会</u> へ <u>連絡</u> するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時 (2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号 2 <u>原子力規制委員会</u> から連絡の必要がないと予め通知のあつた封印については、前項によらず、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項に定める事項を記録するものとする。 (連絡) 第45条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し、支障が生じた場合又はその恐れがある場合には、その状況について速やかに、 <u>原子力規制委員会</u> へ連絡するものとする。 (1) 第18条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第44条第1項に定める封印又は監視装置の管理 2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要と判断した場合に	記載の適正化 字句修正

には、科学技術庁原子力安全局保障措置課へ連絡するものとする。

(輸出許可条件)

第 51 条 計量管理責任者は、研究所における核燃料物質について当該核燃料物質の供給当事国政府が輸出許可を行う際に条件を付した場合にはその輸出許可条件の範囲にて、当該核燃料物質の使用などを行うものとする。

は、原子力規制委員会へ連絡するものとする。

(輸出許可条件)

第 46 条 計量管理責任者は、原子炉における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が輸出許可を行う際に条件を付した場合には、その輸出許可条件の範囲にて、当該核燃料物質の使用等を行うものとする。

記載の適正化 字句修正

字句修正

		記載の適正化
	<u>免除（用法・量）、保障措置の終了</u>	KMP*の追加
	<u>KMP*・・・区分変更、リバッキング</u>	記載の適正化
	<u>在庫の KMP</u>	記載の適正化
	<u>KMPA・・・在庫保管</u>	
第4章 計量管理の原則		
(実施単位)		記載の適正化
第57条 研究所における核燃料物質の計量管理は、MBA を <u>1 単位</u> として行うものとする。		記載の適正化
(計量管理システム)		記載の適正化
第58条 研究所における核燃料物質の計量管理は、帳簿在庫管理及びKMPごとに行う員数勘定による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告等により行うものとする。		記載の適正化
(取扱単位)		記載の適正化
第59条 計量管理を実施するための核燃料物質の <u>取扱いは原則としてバッチを単位として行うものとする。</u>		記載の適正化
2 バッチについては、核燃料物質の種類ごとに、元素重量及び特定核分裂性物質量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。	2 計量管理を実施するための核燃料物質の <u>取扱単位は、原則として各 KMPにおいて計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体（以下「バッチ」という。）ごとに取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、その種類ごとに、元素重量及び特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</u>	記載の適正化 字句修正
(バッチ及びその符号)	(バッチに区分する方法及び及びその符号等)	記載の適正化
第60条 バッチ及びその符号の付し方の原則は、 <u>次に定めるとおり</u> とする。	第51条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、 <u>以下の各号に従うもの</u> とする。	記載の適正化
(1) 核燃料物質を受入れる場合には、原則として、 <u>払出し者側</u> のバッチ符号を使用する。	(1) 核燃料物質を受け入れる場合は、 <u>当該核燃料物質に対して払出者側が付したバッチ符号を使用すること。</u>	字句修正 記載の適正化
(2) バッチ符号は、 <u>英文字</u> 、数字及び <u>その他の記号の組合せ</u> とし、その字数は8桁以内とする。	(2) バッチ符号は、 <u>別表第2に示す英字</u> 、数字及び <u>特殊記号を組み合せて表し</u> 、その字数は8桁以内とすること。	記載の適正化
(3) 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。	(3) 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとすること。	記載の適正化
(4) <u>核燃料物質を払出す場合には、同一日に同一払出し先に払出す核燃料物質を1バッチとする。</u>	(4) <u>一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されていること。</u>	記載の適正化
(バッチの記述略号)	2 前項におけるバッチの区分及び構成は別表第11に定めるとおりとし、 <u>バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、別表第3に示す4種類のコードによってこれを表すもの</u> とする。	記載の適正化 記載の適正化
第61条 バッチごとの核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、別表 <u>8に定めるとおり</u> とする。	(供給当事国別管理)	記載の適正化
(供給当事国別管理)		
第62条 研究所における核燃料物質の計量管理は、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分を併せて管理し、供給当事国別管理を行うものとする。	第52条 使用施設における核燃料物質の計量管理は、 <u>第53条から第61条に定める核燃料物質の在庫変動又は実在庫の確認を実施した場合は、バッチごとに当該核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分を把握して、供給当事国別管理を行うものとし、その区分は次の各号のとおりとする。</u>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
2 管理すべき供給当事国別管理区分は、 <u>次に定めるとおり</u> とする。	(1) 移転に係る供給当事国	記載の適正化
(1) 移転に係る供給当事国		

	<p>(廃棄の手続)</p> <p>第 55 条 計量管理責任者は、作業上の損失であって、原子力利用にはもはや適しないような方法で廃棄される核燃料物質を「測定済廃棄」として測定に基づき数量を推定した上で廃棄するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、必要に応じ第 62 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、本研究所において、1か月に 0.01 実効値を超える核燃料物質を測定済廃棄物として廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡し、その了解を得て必要な措置を講ずるものとする。</p>	「廃棄の手続」の明確化
	<p>(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続)</p> <p>第 56 条 計量管理責任者は、当面回収不能と考えられ、かつ、その MBA の在庫から削除されるのが適当とみなされる核燃料物質を、測定により数量を確認した上で「保管廃棄」として当該 MBA で保管し、在庫情報から削除するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該 MBA より払い出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、第 62 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づいて、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	「保管廃棄及び保管廃棄再生の手続」の明確化
	<p>(用法免除及び再適用の手続)</p> <p>第 57 条 計量管理責任者は、次の各号の条件に合致する核燃料物質を、事前に原子力規制委員会の了解を得て必要な措置を講じた上で「用法免除」として当該 MBA で保管し、在庫情報から削除するものとする。</p> <p>(1) 計測器の検出部分として数グラム以下の量で使用されている核燃料物質</p> <p>(2) 合金又は窯業製品の製造のような非原子力活動に使用される回収可能な核燃料物質</p> <p>(3) プルトニウム 238 の同位体濃度が 80 パーセントを超えるプルトニウム</p> <p>2 計量管理責任者は、当該 MBA で前項に基づき保障措置が免除されている核燃料物質を使用する場合又は当該 MBA より払い出す場合には保障措置の「再適用」を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、第 1 項に定める免除を行う場合、第 62 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、第 2 項に定める再適用を行う場合、前項に定める記録に基づいて、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	「用法免除及び再適用の手続」の明確化

	(保障措置の終了の手続)	「保障措置の終了の手続の明確化
	<p>第 58 条 計量管理責任者は、合金又は窯業製品の製造のような非原子力活動に使用され、かつ、その回収が実行不可能であると考えられる核燃料物質について、事前に原子力規制委員会の了解を得て必要な措置を講じた上で「保障措置の終了」として当該 MBA の在庫から同核燃料物質を削除するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める保障措置の終了を行う場合、第 62 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	
(事故損失又は事故増加の手続)	(事故損失又は増加の手続)	記載の適正化
<p>第 65 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なく所長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 8 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>第 59 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失又は増加が生じた場合若しくは生じたと見なされる場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、核燃料物質の事故損失又は増加(国際約束に基づく保証措置の適用上支障のない軽微なもの)が生じた場合は、遅滞なくその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	記載の適正化 字句修正 報告先の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	(リバッキングの手続)	「リバッキングの手続」の明確化
	<p>第 60 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み替える必要がある場合は、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ、第 62 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	
第 6 章 実在庫量の確認 (目的及びその頻度等)	第 6 章 実在庫量の確認 (実在庫量の確認)	字句修正 記載の適正化 記載の適正化
<p>第 66 条 計量管理責任者は、MBA 内の核燃料物質の実在庫量を確定するための調査、(以下、「棚卸し」という。)を行うものとする。</p> <p>2 棚卸しは、年に 1 回行うものとし、その結果について、第 8 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>第 61 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確定するための調査(以下、「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2 前項に定める棚卸しは、年 1 回実施するものとし、棚卸間隔は 14 か月を超えないものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び在庫差(MUF)を確定するものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、前項の規定により確定した実在庫量及び在庫差(MUF)について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>5 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づいて実在庫量の記録を作成し、また核燃料物質の收支計算を行い、核燃料物質ごとに物質收支記録を作成し、第 9 章に定める報告を行うものとする。</p>	棚卸間隔の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	第 7 章 測定の方法及び測定機器の管理 (測定の方法及び測定機器の管理)	「測定の方法及び測定機器の管理」の明確化
	第 62 条 計量管理責任者は、各 KMP において別表第 11 に定める測定を実施するものとする。なお、直接測	

	<p><u>定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>2 計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的に実施し、必要な記録を作成するものとする。</u></p>	
<u>第7章、供給当事国別の管理の方法</u> <u>(供給当事国別管理方法)</u>	(削除) (削除)	記載の適正化 記載の適正化
<u>第67条</u> <u>計量管理責任者は、第5章及び第6章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、本章次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。</u>		
<u>2 計量管理責任者は、前項の場合は、第8章に定めるところにより供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。</u>		
<u>(受入れにおける管理手続)</u>	(削除)	記載の適正化
<u>第68条</u> <u>受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づくものとする。</u>		
<u>2 海外からの受入れにおける核燃料物質の供給当事国は、前項によらず、海外施設等からの核燃料物質の移転に係る書類等に基づくものとする。</u>		
<u>(払出しにおける管理手続)</u>	(削除)	記載の適正化
<u>第69条</u> <u>払出しにおける核燃料物質の供給当事国は、第68条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</u>		
<u>(事故損失又は事故増加における管理手続)</u>	(削除)	記載の適正化
<u>第70条</u> <u>事故損失又は事故増加における核燃料物質の供給当事国は、原則として第68条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</u>		
<u>(棚卸しにおける管理手続)</u>	(削除)	記載の適正化
<u>第71条</u> <u>棚卸しにおける核燃料物質の供給当事国は、第68条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</u>		
<u>(日米協定の新旧の区分管理手続)</u>	(削除)	記載の適正化
<u>第72条</u> <u>供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理するものとする。</u>		
<u>第8章 記録</u> <u>(計量管理記録)</u>	<u>第8章 記録</u> <u>(核燃料物質の記録及びその保管)</u>	記載の適正化 記載の適正化
<u>第73条</u> <u>計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む、第5章及び第6章に定める計量管理</u>	<u>第63条</u> <u>計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第53条から第60条までの在庫変動記録</u>	記載の適正化 記載の適正化

<p>に関する記録（以下「計量管理記録」という。）を作成するものとする。</p> <p><u>2 計量管理記録の記録事項及び記録時期は、別表 9 に定めるとおりとする。</u></p>	<p>並びに第 61 条の在庫記録及び物質収支記録を作成し、その記録を 10 年間研究所に保管するものとする。</p> <p><u>2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付 (2) 在庫変動の要因（在庫変動記録のみ記載） (3) 受入又は派出事業所名及び MBA 符号（在庫変動記録のみ記載） (4) KMP の符号 (5) バッチの符号 (6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量 (7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の略号 (8) 供給当事国等の管理区分 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の元素ごとの重量 (11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量 <p><u>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表第 11 に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>4 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、訂正を行うものとし、訂正を行う場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p><u>（訂正）</u></p> <p><u>第 74 条</u> 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、訂正を行うものとする。</p> <p><u>2 訂正を行う場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。</u></p>	<p><u>（記録の保存）</u></p> <p><u>第 75 条</u> 本章に定める記録の保存期間は、別表 9 に定めるとおりとする。</p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第 9 章 報告</u></p> <p><u>（在庫変動及び在庫の報告等）</u></p> <p><u>第 76 条</u> 計量管理責任者は、法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に科学技術庁長官に報告されていることを確認するものとする。</p> <p><u>2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表 9 に定めるとおりとする。</u></p>	<p><u>第 9 章 報告</u></p> <p><u>（報告等）</u></p> <p><u>第 64 条</u> 計量管理責任者は、法第 61 条の 3 第 4 項及び第 67 条第 1 項並びに規則第 1 条の 3 及び第 7 条に基づく届出、報告等が原子力規制委員会へ行われていることを確認するものとし、その主な事項及び時期は別表第 9 に示すものとする。</p> <p><u>2 前項に定める報告に使用する各種コードは以下のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者コード・・・・・ RIKU (2) 工場又は事業所コード・・・・・ RIKU (3) 施設コード・・・・・ JZW- (4) サイトコード・・・・・ RIKU1 	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>届出、報告先の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>各種コードの明確化</p>
<p><u>（コンサイスノート）</u></p> <p><u>第 77 条</u> 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じてコンサイスノートにより補足するものとする。</p>	<p><u>3 計量管理責任者は、第 1 項に定める報告を行う場合は、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明を行うものとする。</u></p> <p><u>4 コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第 1 項に定める各報告書に添付して行うものとする。</u></p>	<p>記載の適正化 字句修正</p> <p>記載の適正化</p>

	<p><u>(供給当事国別管理に関する報告)</u></p> <p>第65条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、規則様式第5「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1) (OCR1)」を用い、実在庫報告については、規則様式第10「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1) (OCR3)」を用いるものとする。</p>	「供給当事国別管理に関する報告」の明確化
<p>第10章 国際約束の遵守等に係る事項 (供給当事国等の確認)</p> <p>第78条 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、当該核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報が予め連絡されていることを確認するものとする。</p> <p><u>(輸出許可条件)</u></p> <p>第79条 計量管理責任者は、研究所における核燃料物質について当該核燃料物質の供給当事国政府が輸出許可を行う際に条件を付した場合にはその輸出許可条件の範囲にて、当該核燃料物質の使用などをを行うものとする。</p>	<p>第10章 国際約束の遵守等に係る事項 (供給当事国等の確認)</p> <p>第66条 計量管理責任者は、核燃料物質を受け入れる場合、当該核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報が予め連絡されていることを確認するものとする。</p> <p><u>(国際約束の履行)</u></p> <p>第67条 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等が行われるよう計量管理するものとする。</p>	記載の適正化 字句修正 記載の適正化 記載の適正化 字句修正

第4編 設備等に関する計量管理	第4編 設備等に関する計量管理	記載の適正化
<p>第1章 適用範囲 (適用範囲)</p> <p>第80条 本編は、別表<u>11</u>に定める設備等の計量管理について適用するものとする。</p>	<p>第1章 適用範囲 (適用範囲)</p> <p>第68条 本編は、別表<u>第12</u>に定める設備等の計量管理について適用するものとする。</p>	記載の適正化
<p>第2章 組織及び職務 (計量管理責任者)</p> <p>第81条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、研究所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、管理室長とする。</p>	<p>第2章 組織及び職務 (組織及び職務)</p> <p>第69条 設備等の計量管理を適切に行うために、研究所に計量管理責任者をおく<small>ものとする。</small></p> <p>2 研究所における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。</p> <p>3 研究所における計量管理責任者は、管理室長とする。</p>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
<p>(計量管理組織)</p> <p>第82条 前条に定める計量管理責任者のほか、研究所における計量管理に関する業務に携わる者からなる計量管理組織は、別図1に定めるとおりとする。</p>	(削除)	記載の適正化
<p>(職務)</p> <p>第83条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者の業務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 研究所長は、研究所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の統括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 原子炉主任技術者は、保障措置の対象となる核燃料物質に関する情報及びその核燃料物質に対する保障措置の適用施設に関する情報（以下「設計情報」という。）を充分に把握し、必要に応じて研究所長に意見の具申を行う。</p> <p>(3) 計量管理責任者は、本編以降に定める研究所における計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p>	(削除)	記載の適正化
<p>第3章 国際規制物資計量管理区域 (区域の設定及び符号)</p> <p>第84条 研究所の原子炉及びその付属施設ごとに、国際規制物資計量管理区域（以下「ACA」という。）を設定する。</p> <p>2 設定する ACA 及びその符号は、別表<u>11</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>第3章 国際規制物資計量管理区域 (区域の設定及び符号)</p> <p>第70条 研究所の原子炉施設に、国際規制物資計量管理区域（以下「ACA」という。）を設定する。</p> <p>2 設定する ACA 及びその符号は、別表<u>第12</u>に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化 記載の適正化
<p>第4章 計量管理の原則 (実務単位)</p> <p>第85条 研究所における設備等の計量管理は、それぞれの ACA を1単位として行うものとする。</p>	<p>第4章 計量管理の原則 (実務単位)</p> <p>第71条 研究所における設備等の計量管理は、ACA を1単位として行うものとする。</p>	記載の適正化

(計量管理システム)	(計量管理システム)	
第 86 条 研究所における設備等の計量管理は、帳簿 <u>在庫</u> 管理及び員数勘定、同定による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告等により行うものとする。	第 72 条 <u>本</u> 研究所における設備等の計量管理は、帳簿 <u>による</u> 管理及び員数勘定、同定による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。	記載の適正化 記載の適正化
(取扱単位)	(取扱単位)	
第 87 条 計量管理を実施するための <u>設備等の種類ごとの</u> 取扱単位は、 <u>次に定めるとおりとする。</u>	第 73 条 計量管理を実施するための <u>研究用原子炉における</u> 取扱単位は、研究用原子炉一式を一単位とする。	記載の適正化
(1) 研究用原子炉 <u>については</u> 、一式を一単位とする。	(削除)	記載の適正化
(2) 新たに計量管理の対象となる設備等を受入れた場合には、その設備等を取扱単位とする。	(設備等の同定)	
(設備等の同定)	(設備等の同定)	
第 88 条 設備等についてはそれぞれの取扱単位ごとに、直接あるいは間接に、重複しない製造番号等による同定符号を付すものとする。	第 74 条 設備等についてはそれぞれの取扱単位ごとに、直接あるいは間接に、重複しない製造番号等による同定符号を付すものとする。	記載の適正化
2 研究所における設備等の計量管理は、必要に応じて設備等の同定を併せて行うものとする。	2 研究所における設備等の計量管理は、必要に応じて設備等の同定を併せて行うものとする。	
3 同定は、設備等に付されてる同定符号の照合確認又はそれと同等な方法を用いて行うものとする。	3 同定は、設備等に付されてる同定符号の照合確認又はそれと同等な方法を用いて行うものとする。	
(供給当事国別管理)	(供給当事国別管理)	
第 89 条 研究所における設備等の計量管理は、それぞれの取扱単位ごとにその移転相手国を併せて供給当事国として管理するものとする。	第 75 条 研究所における設備等の計量管理は、それぞれの取扱単位ごとにその移転相手国を併せて供給当事国として管理するものとする。	記載の適正化
第 5 章 計量管理手続	第 5 章 計量管理手続	
(<u>受け入れ</u> の手続)	(<u>受け入れ</u> 手続)	字句修正
第 90 条 計量管理責任者は、設備等を <u>各</u> ACA <u>へ受け入れる</u> 場合には、 <u>各</u> ACA への設備等の <u>搬入</u> が完了した時点をもつて受入れが行われたものとし、 <u>払出し者</u> が発行した設備等に関する送り状等に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。	第 76 条 計量管理責任者は、設備等を ACA <u>へ受け入れる</u> 場合には、ACA への設備等の <u>搬入</u> が完了した時点をもつて受入れが行われたものとし、 <u>払出者</u> が発行した設備等に関する送り状等に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。	記載の適正化 字句修正 字句修正
2 計量管理責任者は、設備等を <u>受け入れた</u> 場合には、 <u>受け入れた</u> 設備等を保管として扱うものとする。	2 計量管理責任者は、設備等を <u>受け入れた</u> 場合には、 <u>受け入れた</u> 設備等を保管として扱うものとする。	字句修正
3 計量管理責任者は、設備等を <u>受け入れた</u> 場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	3 計量管理責任者は、設備等を <u>受け入れた</u> 場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	字句修正
(<u>払出し</u> の手続)	(<u>払い出す</u> 手続)	字句修正
第 91 条 計量管理責任者は、設備等を <u>各</u> ACA から <u>払い出す</u> 場合には、 <u>各</u> ACA からの設備等の搬出が完了した時点をもつて払出しが行われたものとし、当該設備等に関する記録に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。	第 77 条 計量管理責任者は、設備等を ACA から <u>払い出す</u> 場合には、ACA からの設備等の搬出が完了した時点をもつて払出しが行われたものとし、当該設備等に関する記録に基づき、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。	記載の適正化
2 計量管理責任者は、設備等を <u>払い出す</u> 場合には、 <u>払い出す</u> 設備等を保管の扱いから、 <u>払い出す</u> ものとする。	2 計量管理責任者は、設備等を <u>払い出す</u> 場合には、 <u>払い出す</u> 設備等を保管の扱いから <u>払い出す</u> ものとする。	字句修正
3 計量管理責任者は、設備等を <u>払い出した</u> 場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	3 計量管理責任者は、設備等を <u>払い出した</u> 場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	字句修正
(使用の開始の手続)	(使用の開始の手続)	

<p>第 92 条 計量管理責任者は、設備等が関与している原子炉において、設備等が特定核分裂性物質の生成に寄与し得る状態、又は設備等が関与している原子炉において、設備等が原子炉の中で核燃料物質を使用することに寄与し得る状態にある場合には、その設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>2 前項の場合で、原子炉の定期検査等による設備等の使用の停止期間があつても、当該定期検査等の終了後使用が継続される状態にある場合には、その設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等の使用を開始する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、設備等の使用を開始した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>第 78 条 計量管理責任者は、設備等が関与している原子炉において、設備等が特定核分裂性物質の生成に寄与し得る状態、又は設備等が関与している原子炉において、設備等が原子炉の中で核燃料物質を使用することに寄与し得る状態にある場合には、その設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>2 前項の場合で、原子炉の定期検査等による設備等の使用の停止期間があつても、当該定期検査等の終了後使用が継続される状態にある場合には、その設備等を使用として扱うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等の使用を開始する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、設備等の使用を開始した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>(保管の開始の手続)</p> <p>第 93 条 計量管理責任者は、第 90 条第 2 項及び第 91 条第 2 項に定める場合の他、設備等が使用以外の状態にある場合には、その設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、設備等の使用を中止し保管を開始する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等の使用を中止し保管を開始した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(保管の開始の手続)</p> <p>第 79 条 計量管理責任者は、第 76 条第 2 項及び第 77 条第 2 項に定める場合の他、設備等が使用以外の状態にある場合には、その設備等を保管として扱うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、設備等の使用を中止し保管を開始する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等の使用を中止し保管を開始した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>(廃棄の手続)</p> <p>第 94 条 計量管理責任者は、設備等が当該設備等に関する二国間原子力協定の適用外となり、在庫から削除することが可能であることの確認が得られた場合には、その設備等を廃棄するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、設備等を廃棄する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等を廃棄した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(廃棄の手続)</p> <p>第 80 条 計量管理責任者は、設備等が当該設備等に関する二国間原子力協定の適用外となり、在庫から削除することが可能であることの確認が得られた場合には、その設備等を廃棄するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、設備等を廃棄する場合には、設備等の種類及び数量、供給当事国の確認並びに同定を行うものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、設備等を廃棄した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>(事故損失又は事故増加の手続)</p> <p>策 95 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、設備等の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なく所長に報告し、その原因並びに設備等の種類および数量、供給当事国等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失また事故増加が発生した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>策 81 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、設備等の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は増加とし、遅滞なく所長に報告し、その原因並びに設備等の種類および数量、供給当事国等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は増加が発生した場合には、第 6 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 字句修正 記載の適正化
<p>(在庫確認の手続)</p> <p>第 96 条 計量管理責任者は、設備等について ACA ごとに使用及び保管の区別別に在庫の確認（以下「在庫確認」という。）を行うものとする。</p>	<p>(在庫確認の手続)</p> <p>第 82 条 計量管理責任者は、設備等について ACA における使用及び保管の区別別に在庫の確認（以下「在庫確認」という。）を行うものとする。</p>	記載の適正化

<p>2 在庫確認は、年1回実施し、12月31日現在の在庫量を確認するものとする。</p> <p>3 在庫確認は、設備等の種類ごとに、員数勘定、同定又はそれと同等の方法により行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、在庫確認の実施結果について、第6章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>2 在庫確認は、年1回実施し、12月31日現在の在庫量を確認するものとする。</p> <p>3 在庫確認は、設備等の種類ごとに、員数勘定、同定又はそれと同等の方法により行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、在庫確認の実施結果について、第6章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	
<p>第6章 記録 (在庫状況の変動及び在庫確認の記録)</p> <p>第97条 計量管理責任者は、第5章に定める設備等の在庫状況の変動及び在庫確認に関する記録を作成するものとする。</p> <p>2 前項の記録事項及び記録時期は、別表<u>12</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>第6章 記録 (在庫状況の変動及び在庫確認の記録)</p> <p>第83条 計量管理責任者は、第5章に定める設備等の在庫状況の変動及び在庫確認に関する記録を作成するものとする。</p> <p>2 前項の記録事項及び記録時期は、別表<u>第13</u>に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化 記載の適正化
<p>(記録の保存)</p> <p>第98条 本章に定める記録の保存期間は、別表<u>12</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(記録の保存)</p> <p>第84条 本章に定める記録の保存期間は、別表<u>第13</u>に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化
<p>第7章 報告 (在庫状況の変動及び在庫の報告等)</p> <p>第99条 計量管理責任者は、法律等に基づく設備等の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に<u>科学技術庁長官</u>に報告されていることを確認するものとする。</p> <p>2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表<u>13</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>第7章 報告 (在庫状況の変動及び在庫の報告等)</p> <p>第85条 計量管理責任者は、法律等に基づく設備等の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に<u>原子力規制委員会</u>に報告されていることを確認するものとする。</p> <p>2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表<u>第14</u>に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化 報告先の適正化 記載の適正化 各種コードの明確化
<p>(コソサイスノート)</p> <p>第100条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じて<u>コソサイスノート</u>により補足するものとする。</p> <p>(輸出許可条件)</p> <p>第101集 計量管理責任者は、研究所における核燃料物質について当該核燃料物質の供給当事国政府が輸出許可を行う際に条件を付した場合にはその輸出許可条件の範囲にて、当該設備等の使用などを行うものとする。</p>	<p>(コソサイスノート)</p> <p>第86条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じて<u>コンサイスノート</u>により補足説明を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	字句修正 記載の適正化 字句修正 記載の適正化
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規定は法律第61条の8の規定による認可を受けた日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>本規定は、計量管理規定の変更認可の翌日から施行する。</p>	記載の適正化

改正前	改正後	改正の理由・備考
<p><u>別図-1 計量管理組織（第6条、第53条、第82条関係）</u></p> <pre> graph TD RD[研究所長] --- MRD[管理室長] MRD --- SS[運転班長 （計量管理責任者）] SS --- APP[原子炉主任技術者] </pre>	(削除)	記載の適正化
<p><u>別図-2 主要測定点及びその符号（第9条、第56条関係）</u></p> <p>(1) 原子炉に燃料として使用される核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> <pre> graph LR A["新燃料 貯蔵庫等：A"] -- ① --> B["原子炉：B"] B -- ② 取出し 再装荷 --> C["使用済燃料 貯蔵プール等：C"] C -- ③ 払出し --> D["受入れ"] </pre> <p>注 1. 取出し後再装荷するバッチについては、取出しにおける核的生成、損耗量に負符号を付した値を KMP2 で取扱うものとする。 注 2. プルトニウム 241 の崩壊による損耗量は、KMP2 で取扱うものとする。 注 3. 核燃料物質の区分変更は KMP2 で取扱うものとする。 注 4. 事故増加は KMP1、事故損失は KMP3 で取扱うものとする。 注 5. 新燃料輸送容器中の核燃料物質は KMPA で取扱い、使用済燃料輸送容器中の核燃料物質は KMPB で取扱うものとする。</p>	(削除)	記載の適正化
<p>(2) 使用の許可を受けた核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p> <pre> graph LR A["在庫：A"] -- ① --> B["受入れ"] B -- ② --> C["払出し"] </pre> <p>注1. 事故増加は KMP1、事故損失は KMP2 で取扱うものとする。</p>	(削除)	記載の適正化

別表 <u>1</u> 用語の定義（第3条関係）		別表 <u>第1</u> 用語の定義（第3条関係）	記載の適正化 字句修正
用語	定義	用語 （）内は略号を示す。	定義
<u>1. 核燃料物質の種類</u>	高濃縮ウラン（濃縮度が20%以上のウラン） 低濃縮ウラン（「20%未満かつ0.711%より大きいウラン） 天然ウラン（天然に産するウラン） 劣化ウラン（濃縮度が0.711%以下で天然ウランでないウラン） プルトニウムを言う。	1 濃縮度 （）内は略号を示す。	ウラン233の量とウラン235の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。
<u>2. 特定核分裂性物質</u>	高濃縮ウラン、低温縮ウラン、天然ウラソ及び劣化ウランにあつてはウラン235、プルトニウムにあつてはプルトニウム239及びプロトニウム241を言う。	2 高濃縮ウラン（HEU） 3 低濃縮ウラン（LEU） 4 天然ウラン（NU）	濃縮度が20%以上になるように濃縮されたウランをいう。 濃縮度が0.711%を超え、濃縮度が20%未満のウランに濃縮されたウランをいう。 天然に産するウランをいう。 なお、天然ウラン同士の混合以外の方法（濃縮、混合、再処理等）によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。
<u>3. 設備等</u>	国際規制物資のうち核燃料物質以外のもの	5 劣化ウラン（DU） 6 特定核分裂性物質 7 設備等	濃縮度が0.711%以下のウランをいう。 ウラン233、ウラン235、プルトニウム239、プルトニウム241をいう。 国際規制物資のうち核燃料物質以外のものをいう。
<u>4. 新日米協定</u>	「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和63年条約第5号：昭和63年7月17日発効）	8 設備等の保管 9 設備等の廃棄	施設の運転から切り離され、保管されているものであって、本規定に従って、必要な保管手続きが採られているものをいう。 施設の運転から切り離されたもので、協定の適用除外になったものであって、本規定に従って、必要な廃棄手続きが採られた場合をいう。
<u>5. 旧日米協定</u>	「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和33年条約第13号） 及び 「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（昭和43年条約第14号）	10 供給当事国	法第2条第12項に基づき、原子力規制委員会が告示する国際規制物資に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定）の締約相手国（国際機関を含む。）（同一の国際規制物資が二つ以上の国際約束に関連する場合の二つ以上の締約相手国の組合せを含む。）をいう。
<u>6. 設計情報 (DIQ : Design Information Questionnaire)</u>	「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第8条及び第42条～第50条の規定に基づき日本国政府が国際原子力機関(IAEA)へ提供する原子力施設の特徴に関する情報	11 核燃料物質計量管理区域（MBA） 12 主要測定点（KMP）	研究所内であって、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことができる区域をいう。 MBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の受払い又は実在庫に関する計量管理を適切に行うことができるものをいう。
<u>7. 施設付属書 (FA : Facility Attachment)</u>	「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（昭和52年条約第13号）の第39条の規定を受け日本国政府とIAEAとの間で作成された補助取極めの中で原子力施設の保障措置の具体的方法を記載した文書	13 区分変更 14 測定済廃棄物 15 保管廃棄物	濃縮、混合及び核的損耗等の方法により濃縮度が変わり、HEUからLEU又はDUに、LEUからHEU又はDUに、DUからHEU又はLEUに、NUからHEU又はLEU又はDUに区分が変わることをいう。 測定され又は測定に基づいて推定され、かつ、その後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。 処理又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不能であると認められ、

		かつ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。
16	<u>保管廃棄再生</u>	保管廃棄物として貯蔵されていた物質の核物質在庫への再移転。これは保管廃棄区分の物質を、その MBAにおいて処理するために、あるいはその MBAから払い出すために貯蔵庫から移動するときに適用される。
17	<u>在庫差 (MUF)</u>	帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。
18	<u>実効値 (EKG)</u>	核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。 イ. プルトニウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値。 ロ. 濃縮度が $1/100$ 以上であるウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の 2 乗を乗じて得られた数値。 ハ. 濃縮度が $5/1,000$ を超え、 $1/100$ に達しないウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に $1/10,000$ を乗じて得られた数値。 ニ. 濃縮度が $5/1,000$ 以下のウラン又はトリウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に $5/100,000$ を乗じて得られた数値。 ホ. イからニまでに掲げる物質の一つ又は二つ以上を含むものにあっては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値。
19	<u>バッチ</u>	計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。
20	<u>ソースデータ</u>	測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであって、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。
21	日米協定	次の新旧の区分による政府間協定の総称をいう。 新：1987年11月4日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 旧：1968年2月26日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。（その改訂を含む。）
22	<u>年間移転量</u>	施設が公称能力で稼働する場合にその施設から1年間に移転される核燃料物質の量をいう。

別表-2 MBA 及び MBA の符号（第 8 条関係）

MBA	MBA 符号	備 考
原子炉燃料を用いる施設	JE-L	
使用の許可を得た核燃料物質を用いる施設	JZ-W	

別表第2 報告書に使用できる文字一覧（第 9 条、第 51 条関係）

文字分類	使用できる文字
数 字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
英 字	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
特殊記号	* / , () - + = < > % # & \$

別表-2を削除

別表第2を追加

別表3 バッチの物理的、化学的形状等の略号（第14条、第61条関係）

状態	説明	略号
物理的形状	燃料集合体	B
	密封線源	QS(注)
	その他	ø
化学的形状	二酸化物 (UO ₂)	Q
	核的毒物を含む酸化物 (UO ₂ -Gd ₂ O ₃)	V
封じ込め	容器なし	1
	貯蔵用容器内 (しゃへいなし)	2
	フラスコ内 (しゃへいつき)	3
	炉内	4
	その他の容器	ø
照射状況／品質	新燃料	F
	被照射燃料	G
	純粋・安定	B

(注) 化学的形状は使用しない。

別表3 バッチの物理的、化学的形状等の略号（第9条、第51条関係）

第1種キーワード：物理的形状

キーワード	説明	コード
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	B
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D
粉末末	粉末（非セラミック）。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F
粉末、セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した、高熱処理酸化物又は炭化物。	G
形成物、グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	H
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、例えば、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K
固体、その他	上記に指定したもの以外の固体物質 ⁽¹⁾ 。例えば、インゴット、ビレット、押出し成形物、小片。ただし、混合物でないもの ⁽²⁾ 。	Q (オー)
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N
残渣／スクラップ	生産の過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂物質から成る放射線源。	QS ⁽³⁾
廃棄物、固体	処分するつもりの固体廃棄物。	T
廃棄物、液体	処分するつもりの液体廃棄物。	U
小試料、小試片	1個のバッチにまとめられた分析サンプル又は試験片 ⁽⁴⁾ 。	V

(注) (1) UF₆（六価）は、この区分に含めなければならない。

(2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。

(3) 第2種キーワードは使用しない。

(4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわりなく VOAE 又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために 1個のバッチとして保存されるものは、VOAB とコード化すべきである。

記載の適正化 字句修正

第2種キーワード：化学的形状

キーワード	説明	コード
单 体	合金でない金属	D
フ ッ 化 物	フッ化物（ヘクス以外のもの）	E
ヘ ク ス	六フッ化物	G
硝 酸 塩		J
A D U	重ウラン酸アンモニウム	K
二 酸 化 物		Q
三 酸 化 物		T
八 三 酸 化 物	M_3O_8 の化学式で表わされる酸化物	U
他 の 酸 化 物	混合物を含む他の酸化物 ⁽¹⁾	R
酸 化 物 、 毒 物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V
炭 化 物		W
酸 化 物 ／ 黒 鉛	酸化物と黒鉛の混合物、例えばHTR燃料	X
炭 化 物 ／ 黒 鉛	炭化物と黒鉛の混合物、例えばHTR燃料	Y
窒 化 物		Z
有 機 物		1
他 の 化 合 物	他の化合物、塩類及びその混合物	2
アルミニウム合金	アルミニウム合金、アルミニウムとケイ素の三元合金	3
ケイ 素 合 金	ケイ素合金、ケイ化物	4
ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5
モリブデン及びチタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6
他 の 合 金		7
雜 品 目	一つのバッチとしてまとめられたいいろいろな化学形態の物質 (分析サンプル及び試験片)	Q (オー)

(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。

第3種キーワード : 封じ込め

キーワード	説明	コード
容器なし	容器に入ってない物質。独立した単位体 (クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) ⁽¹⁾	1
単位燃料	輸送容器又は貯蔵用容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2
フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ(キャスク)	3
炉内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5
目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8
容積によって分類される貯蔵用容器 ⁽²⁾		
ヨンテナ 容量範囲	試料びん及び他の小さな容器	容積0.5リットル未満 A
	ビン、ファイバーパック、缶	0.5リットル≤容積≤1リットル E
	ビン、ファイバーパック、缶	1リットル<容積≤5リットル G
	ビン、ファイバーパック、缶、UF6シリンド	5リットル<容積≤10リットル H
	ファイバーパック、缶	10リットル<容積≤15リットル J
	ファイバーパック、ドラム缶	15リットル<容積≤20リットル K
	ドラム缶	20リットル<容積≤50リットル L
	ドラム缶	50リットル<容積≤100リットル M
	ドラム缶、樽	100リットル<容積≤200リットル N
	ドラム缶、樽	200リットル<容積≤500リットル Q
	UF6シリンド(2t)	500リットル<容積≤1,000リットル R
	UF6リング(10t、14t)	1,000リットル<容積≤5,000リットル U
	より大きな容器(例えばタンク車)	5,000リットルを超える容積 V
その他の容器		Q (オ一)

(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済み燃料はこの区分に含める。

(2) 容器の種類は、表示のもののみとする。さらに容積によって分類している。

第4種キーワード：照射状況／品質

キーワード	説明	コード ⁽¹⁾
		非照射 被照射

燃料のみ－照射状況

新 燃 料	新しい燃料体又は集合体	F	/
被照射燃料	照射を受けた燃料。再処理前のもの	/	G

その他の物質－品質／照射状況⁽²⁾

製 品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能である製品（完成した燃料体以外のもの）	A	H
純粋、安定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って製造した均質の物質（例えば、生成物、中間生成物、一部の供給物質）	B	J
純 粹	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 ⁽³⁾ （例えば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質）	C	K
非 均 質	純度仕様には合致しないが全般的に類似の組成をもつ非均質物質（例えば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質）	D	L
各種組成の物	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び／又は混合組成の非均質物質（例えば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物）	E	M

(注) (1) 照射状況に従って一つの文字のみを選ぶ。

(2) ここでいう被照射物質とは、原子炉内の照射で生じた核分裂生成物がまだ分離されていない物質をいう。

(3) 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならぬ。

別表第4 各KMPにおける測定及びソースデータ（第28条、第40条関係）

KMPの符号	在庫変動の種類	測定を行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (燃料集合体)
1	受入れ	受入れ時	核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素量及び核分裂性ウラン重量、化学組成
2	核的生成 核的損耗	取出し時 又は 再装荷時	原子炉より取出される核燃料物質の核的生成量及び核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 取出し日時点での計算された核的損耗としてのウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量並びに核的生成としてのプルトニウム元素重量
	区分変更	取出し時 又は 再装荷時	区分変更される核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量
	核的損耗	払い出しだ時	プルトニウム 241 の核的損耗量の確定	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成 (3) 取出し日 (4) 燃焼度 (5) 払出される燃料の計算されたプルトニウム 241 の崩壊量
3	払い出しだ	払い出しだ時	核燃料物質の種類及び数量の確認	(被照射燃料) (1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量 (新燃料) (1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素量及び核分裂性ウラン重量、化学組成
A	—	棚卸し時	核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成
B	二		核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 払出し者のデータに基づくウラン元素重量及び核分裂性ウラン重量、化学組成
C	二		核燃料物質の種類及び数量の確認	(1) 同定符号 (2) 取出し日 (3) 燃焼度 (4) ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム元素重量並びに核分裂性プルトニウム重量

別表第4 KMPにおける測定及びソースデータ（第23条、第35条関係）

KMPの符号	在庫変動の種類	測定を行う時期	測定の内容	ソースデータの種類及び内容 (燃料集合体)
△	—	棚卸し時	核燃料物質の種類及び数量の確認	該当なし

*実在庫は受入れ及び払出しではなく、棚卸しは核燃料物質の員数勘定及び同定（実在庫量なし。）を行う。

記載の適正化 字句修正

別表5 測定機器の校正（第29条関係）

測定機器	校正時期・頻度	校正内容
線形出力計	定期検査時 年1回	炉タンク水温上昇率測定
安全出力計	定期検査時 年1回	炉タンク水温上昇率測定

別表5 測定機器の校正（第24条関係）

測定機器	校正時期・頻度	校正内容
線形出力計	定期検査時 年1回	炉タンク水温上昇率測定
安全出力計	定期検査時 年1回	炉タンク水温上昇率測定

記載の適正化 字句修正

別表6 設備等の種類および供給当事国（第34条、第71条）

種類	供給当事国
研究用原子炉	米国

別表6 設備等の種類及び供給当事国（第28条関係）

種類	供給当事国
研究用原子炉 <u>一式</u>	米国

記載の適正化 字句修正

別表7 計量管理記録（第39条、第73条）

記録事項	記録時期	保存期間	記録の根拠	
1. 在庫変動 (1) <u>MBA</u> 名 (2) 在庫変動の日付 (3) 在庫変動の原因 (4) 受入れ又は払出し相手の <u>MBA</u> 名 (5) <u>KMP</u> 名 (6) バッチ符号 (7) バッチ単位体数 (8) バッチの物理的、化学的形状等の略号 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量 (11) 測定のベース (12) バッチ毎燃焼度（取出し時のみ） (13) 供給当事国別管理区分 (14) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量	イ ロ ※ハ ※ニ ホ	受入れ時 払出し時 取り出し時 区分変更時 事故損失又は事故増加時	10年	施設付属書 <u>国規則</u> 第4条第1項1号、5号 (使用の許可を受けた核燃料物質については第4条第1項1号) 第4条第4項 第4条第8項
2. 在庫 (1) <u>MBA</u> 名 (2) 棚卸し実施日付 (3) <u>KMP</u> 名 (4) バッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形状等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量 (9) 測定のベース (10) 供給当事国別管理区分 (11) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量	棚卸し時	10年	施設付属書 <u>国規則</u> 第4条第1項8号 (使用の許可を受けた核燃料物質については第4条第1項4号) 第4条第4項 第4条第8項	

記録事項	記録時期	保存期間	記録の根拠	
1. 在庫変動 (1) <u>MBA</u> 名 (2) 在庫変動の日付 (3) 在庫変動の原因 (4) 受入れ又は払出し相手の <u>MBA</u> 名 (5) <u>KMP</u> 名 (6) バッチ符号 (7) バッチ単位体数 (8) バッチの物理的、化学的形状等の略号 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量 (11) 測定のベース (12) バッチ毎燃焼度（取出し時のみ） (13) 供給当事国別管理区分 (14) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量	イ ロ ※ハ ※ニ ホ	受入れ時 払出し時 取り出し時 区分変更時 事故損失又は事故増加時	10年	施設付属書 <u>規則</u> 第4条第1項1号、5号 (使用の許可を受けた核燃料物質については第4条第1項1号) 第4条第4項 第4条第8項
2. 在庫 (1) <u>MBA</u> 名 (2) 棚卸し実施日付 (3) <u>KMP</u> 名 (4) バッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形状等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量 (9) 測定のベース (10) 供給当事国別管理区分 (11) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量	棚卸し時	10年	施設付属書 <u>規則</u> 第4条第1項8号 (使用の許可を受けた核燃料物質については第4条第1項4号) 第4条第4項 第4条第8項	

記載の適正化 字句修正

3. 核燃料物質収支 (1) <u>MBA</u> 名日付 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書	3. 核燃料物質収支 (1) <u>MBA</u> 名日付 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時	5年	施設付属書	
(注) ※印の事項は原子炉に燃料として使用される核燃料物質のみに適用								
別表 <u>第8</u> 運転記録（第 <u>41</u> 条関係）								
記載の適正化 字句修正								
記録事項	記録時期・頻度	保存期間	記録の根拠	記録事項	記録時期・頻度	保存期間	記録の根拠	
1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ (1) 燃料集合体の配置（バッチ毎） (2) 毎日の積算熱出力 (3) 原子炉の停止日及びその期間	配置又は配置替えの都度 月末 その都度	原子炉：10年 他は5年 5年 5年	施設付属書 <u>国規則</u> 第4条第1項6号、17号 第4条第4項 施設付属書 施設付属書	1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ (1) 燃料集合体の配置（バッチ毎） (2) 每日の積算熱出力 (3) 原子炉の停止日及びその期間	配置又は配置替えの都度 月末 その都度	原子炉：10年 他は5年 5年 5年	施設付属書 <u>規則</u> 第4条第1項6号、17号 第4条第4項 施設付属書 施設付属書	
2. 棚卸しの準備及び実施にあたってとられた一連の措置（実施日、内容及びその結論）	棚卸し完了後	5年	施設付属書	2. 棚卸しの準備及び実施にあたってとられた一連の措置（実施日、内容及びその結論）	棚卸し完了後	5年	施設付属書	
3. 事故損失又は増加の状況、その原因及びそれに対して採った措置	その都度	5年	施設付属書	3. 事故損失又は増加の状況、その原因及びそれに対して採った措置	その都度	5年	施設付属書	
4. 原子炉への燃料の種類別のそう入量及び供給当事国（バッチ毎）	そう入の都度	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項2号 第4条第4、8項	4. 原子炉への燃料の種類別のそう入量及び供給当事国（バッチ毎）	そう入の都度	10年	<u>規則</u> 第4条第1項2号 第4条第4、8項	
5. 使用済燃料の種類別取出し量及び供給当事国（バッチ毎）	取出しの都度	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項4号、第4条第4、8項	5. 使用済燃料の種類別取出し量及び供給当事国（バッチ毎）	取出しの都度	10年	<u>規則</u> 第4条第1項4号、第4条第4、8項	
6. 払出す使用済燃料の取出しから払出しまでの期間（バッチ毎）	払出しの都度	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項7号第4条第4項	6. 払出す使用済燃料の取出しから払出しまでの期間（バッチ毎）	払出しの都度	10年	<u>規則</u> 第4条第1項7号第4条第4項	
7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項15号	7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	10年	<u>規則</u> 第4条第1項15号	
8. 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項16号	8. 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	10年	<u>規則</u> 第4条第1項16号	
9. 運転開始、緊急しや断及び運転停止の時刻	開始・しや断または停止の都度	10年	<u>国規則</u> 第4条第1項19号	9. 運転開始、緊急しや断及び運転停止の時刻	開始・しや断または停止の都度	10年	<u>規則</u> 第4条第1項19号	

別表^二9 原子炉に燃料として使用される核燃料物質及び使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項（第44条、第76条関係）

報告書名	提出時期	報告概要	報告根拠
1. 核燃料物質在庫変動・受払間差異リバッキング報告書（ICR）	在庫変動が生じた日及びリバッキングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動（受入れ及び払出しの量等）及びリバッキング等についてMBAごとに報告	国規則 第7条第4項
	取り出し日の属する月の末日から15日以内	使用済燃料に係わる核的生成及び核的損耗等についてMBAごとに報告	国規則 第7条第8項
2. 核燃料物質実在庫量明細報告書（PIL）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等についてMBAごとに報告	国規則 第7条第10項
3. 核燃料物質在庫変等供給当事国別明細報告書（OCR-1）	当該月の末日から30日以内	ICRのエントリー対応でバッヂごとに供給当事国ごとの数量等について報告	国規則 第7条第5項 第7条第9項
4. 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（OCR-3）	実在庫量の確認を終了した日から30日以内	PILエントリー対応でバッヂごとに供給当事国ごとの数量等について報告	国規則 第7条第11項
5. 核燃料物質収支報告書（MBR）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支についてMBAごとに報告	国規則 第7条第11項
6. 核燃料物質受払計画等報告書	それぞれ当該期間の開始前まで	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	国規則 第7条第13項
7. 核燃料物質受払計画等変更報告書	変更後すみやかに	既に提出した上記6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	国規則 第7条第14項
8. 核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書	輸入又は、輸出実施予定期前	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	国規則 第7条第16項
9. 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条第3項 国規則 第1条第3項

別表^二9 原子炉施設における核燃料物質及び使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項（第39条、第64条関係）

報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠
1. 核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッキング報告書（ICR）	在庫変動が生じた日及びリバッキングを行った日の属する月の末日から15日以内（※）	在庫変動（受入れ及び払出しの量等）及びリバッキング等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 規則第7条第4項（※）
2. 核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（1）（OCR1）	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から1か月以内（※）	核燃料物質をバッヂで管理する場合、供給当事国に区分して報告	法第67条第1項 規則第7条第5項（※）
3. 核燃料物質実在庫量明細報告書（PIL）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内（※）	KMPの実在庫量等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 規則第7条第11項（※）
4. 核燃料物質収支報告書（MBR）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内（※）	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支についてMBAごとに報告	法第67条第1項 規則第7条第11項（※）
5. 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（1）（OCR3）	実在庫量の確認を終了した日から1か月以内（※）	核燃料物質をバッヂで管理する場合、供給当事国に区分して報告	法第67条第1項 規則第7条第12項（※）
6. 施設操業計画報告書	それぞれの当該期間の開始前まで 上期 10月31日 下期 4月30日	施設の操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 規則第7条第14項
7. 核燃料物質受払計画等報告書	それぞれの当該期間の開始前まで 上期 11月30日 下期 5月31日	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 規則第7条第15項
8. 核燃料物質受払計画等報告書（変更）	変更する予定期月日の前月の25日まで	既に提出した上記6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法第67条第1項 規則第7条第16項
9. 核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書	輸出にあっては梱包の1か月前。輸入にあっては開梱の1か月前又は施設到着日の2週間前のいずれか早い方	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法第67条第1項 規則第7条第18項
10. 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	法第61条第3項 規則第1条第3項
11. サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告	法第67条第1項 規則第7条第34項

※ ただし、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
(法第67条第1項及び規則第7条第13項)

記載の適正化 字句修正

別表二10 設計情報の変更手続き必要事項（第47条関係）

項目
1. 定格熱出力の変更
2. 原子炉へ接近する経路の変更
3. 燃料についての設計の変更
4. 燃料の公称濃縮度の変更
5. 燃料集合体の一体一体を区別する識別の方法の変更
6. 原子炉容器内の燃料集合体、制御棒、ダミー燃料の数量及び配置の変更
7. 燃料交換のための燃料取扱い機器又は方法の変更
8. 原子炉へ接近することに影響を与える原子炉容器又はそのおおいの変更
9. 燃料集合体の組立て解体機器の搬入
10. 新たな熱除去系の導入
11. 燃料集合体の再組立、脱被覆、溶解を行う機器の採用
12. 使用済み燃料輸送容器あるいは施設内の使用済燃料輸送経路の変更
13. 使用済燃料貯蔵容量の変更
14. 査察実施に影響を与える保健安全手続きの変更
15. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更

別表第10 設計情報の変更手続き必要事項（第42条関係）

項目
1. 定格熱出力の変更
2. 原子炉へ接近する経路の変更
3. 燃料についての設計の変更
4. 燃料の公称濃縮度の変更
5. 燃料集合体の一体一体を区別する識別の方法の変更
6. 原子炉容器内の燃料集合体、制御棒、ダミー燃料の数量及び配置の変更
7. 燃料交換のための燃料取扱い機器又は方法の変更
8. 原子炉へ接近することに影響を与える原子炉容器又はそのおおいの変更
9. 燃料集合体の組立て解体機器の搬入
10. 新たな熱除去系の導入
11. 燃料集合体の再組立、脱被覆、溶解を行う機器の採用
12. 使用済み燃料輸送容器あるいは施設内の使用済燃料輸送経路の変更
13. 使用済燃料貯蔵容量の変更
14. 査察実施に影響を与える保健安全手続きの変更
15. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更

記載の適正化 字句修正

(削除)

別表第11を追加

別表第11 バッチの区分方法及びソースデータ（第51条、第62条関係）

KMP	KMPの記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法
		バッチ	単位体		
1	受入れ	一度に受け入れた同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び払出側のデータ
	再適用 (用法・量)	同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び免除時のデータ

2	事故増加	同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及びラベル等のデータ又は重量測定等	
	保管廃棄再生	同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び保管廃棄時のデータ	
	受扱間差異(S/RD)	同一仕様の核燃料物質	不定	バッチごとに (1) バッチ符号 (2) 受入日 (3) 受入時の容器の同定符号 (4) 受入時の払出側データ (5) 測定した化合物重量 (6) 測定した元素重量 (7) 測定した特定核分裂性物質重量 (8) 測定した化学的形状 (9) 測定した物理的形状 (10) 化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量の差異	目視確認、員数勘定及び重量測定等	
	払い出し	一度に払い出した同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	
	免除(用法・量)	同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	
	事故損失	同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	
	保障措置の終了	同一月に終了した同一仕様の核燃料物質	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定及び重量測定等	

	<u>測定済 廃棄</u>	<u>測定済廃棄を行 った同一仕様の 核燃料物質</u>	不定	バッチごとに (1) バッチ符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定 及び重量測定等	
	<u>保管廃 棄</u>	<u>保管廃棄を行っ た同一仕様の核 燃料物質</u>	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定 及び重量測定等	
*	<u>区分変 更</u>	<u>区分変更を行っ た同一仕様の核 燃料物質</u>	不定	バッチごとに (1) バッチ符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状 (7) 区分変更日 (8) 区分変更の理由	目視確認、員数勘定 及び重量測定等	
	<u>リバッ チング</u>	<u>リバッチングを行 った同一仕様の核 燃料物質</u>	容器等	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状 (7) リバッチング日	目視確認、員数勘定 及び過去のデータ 及び重量測定等	
A	<u>在庫保 管</u>	<u>同一仕様の核燃 料物質</u>	不定	容器ごとに (1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形状 (6) 物理的形状	目視確認、員数勘定 及び過去のデータ 又は重量測定等	

記載の適正化 字句修正

別表1-1 ACA及びACAの符号（第84条）

<u>ACA</u>	<u>ACA</u> 符号	備 考
立教大学研究用原子炉	<u>JELA</u>	一 式

別表12 ACA及びACAの符号（第68条、70条関係）

<u>ACA</u>	<u>ACA</u> 符号	備 考
研究用原子炉	<u>JELA</u>	一 式

別表1_2 設備等に関する記録（第97条関係）

記録事項	記録時期	保存期間	記録の根拠
1. 在庫状況変動 (1) 在庫状況変動の日付 (2) 受入れ及び払出しの <u>ACA</u> 名 (3) 在庫状況変動の原因 (4) 設備等の種類 (5) 同定符号 (6) 供給当事国 (7) 数量	イ. 受入れ時 ロ. 払出し時 ハ. 在庫の状況に変化があった時 ニ. 廃棄時 ホ. 事故損失又は事故増加時	10年	国規則 第4条第1項20、21、22、23号 第4条第8項
2. 在庫 (1) 在庫確認の日付 (2) 同定符号 (3) 在庫状況の区分 (4) 設備の種類 (5) 供給当事国 (6) 数量	在庫確認時	10年	国規則 第4条第1項24号 第4条第8項

別表第13 設備等に関する記録（第83条、第84条関係）

記録事項	記録時期	保存期間	記録の根拠
1. 在庫状況変動 (1) 在庫状況変動の日付 (2) 受入れ及び払出しの <u>ACA</u> 名 (3) 在庫状況変動の原因 (4) 設備等の種類 (5) 同定符号 (6) 供給当事国 (7) 数量	イ. 受入れ時 ロ. 払出し時 ハ. 在庫の状況に変化があった時 ニ. 廃棄時 ホ. 事故損失又は事故増加時	10年	規則 第4条第1項20、21、22、23号 第4条第8項
2. 在庫 (1) 在庫確認の日付 (2) 同定符号 (3) 在庫状況の区分 (4) 設備の種類 (5) 供給当事国 (6) 数量	在庫確認時	10年	規則 第4条第1項24号 第4条第8項

記載の適正化

別表1_3 設備等に関する報告事項（第99条関係）

報告書名	提出時期	報告概要	報告根拠
1. 設備在庫状況変動報告書	変動が生じた日の属する月の末日から15日以内	設備の在庫状況の変動について数量等を <u>ACAごとに</u> 報告	国規則 第7条第24項
2. 設備在庫報告書	毎年12月31日から30日以内	設備の在庫管理に関し毎年12月31日現在の在庫について <u>ACAごとに</u> 報告	国規則 第7条第25項
3. 減速材物質(設備)受入(払出)実施計画報告書	あらかじめ	設備の受払いに関する計画について <u>ACAごとに</u> 報告	国規則 第7条第26項
4. 國際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、國際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条の3第4項 国規則 第1条の3

別表第14 設備等に関する報告事項（第85条関係）

報告書名	提出時期	報告概要	報告根拠
1. 設備在庫状況変動報告書	変動が生じた日の属する月の末日から15日以内	<u>ACAにおける</u> 設備の在庫状況の変動について数量等を報告	規則* 第7条第26項
2. 設備在庫報告書	毎年12月31日から30日以内	<u>ACAにおける</u> 設備の在庫管理に関し毎年12月31日現在の在庫について報告	規則 第7条第27項
3. 減速材物質(設備)受入(払出)実施計画報告書	あらかじめ	<u>ACAにおける</u> 設備の受払いに関する計画について報告	規則 第7条第28項
4. 國際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、國際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法** 第61条の3第4項 規則 第1条の3

記載の適正化